

平成31年

第1回市議会定例会 議案第44号

函館市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

函館市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

函館市特定公共賃貸住宅条例（平成9年函館市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第17条中「，当該特定公共賃貸住宅の管理の開始後20年を限度として」を削る。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行し，改正後の第17条の規定は，平成27年4月以後の月分の家賃の減額について適用する。
- 2 この条例の施行の前において行われた家賃の減額に係る申請，決定および通知（改正前の第17条およびこれに基づく規則の規定に基づくものを除く。）は，改正後の第17条およびこれに基づく規則の規定に基づいて行われた家賃の減額に係る申請，決定および通知とみなす。

（提案理由）

特定公共賃貸住宅の管理の開始後20年を限度としている家賃の減額について，期間を限定しないで行うことができることとするため